

義務教育環境の整備に関する意見書（案）

公立小学校１年生の学級編制の標準は、平成２３年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の改正により、４０人から３５人に引き下げられ、同法の附則第２項においては、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校の２年生から６年生まで及び中学校の学級編制の標準を順次に改定することなどについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

ところが、財務省は、本年１０月２７日の財政制度等審議会財政制度分科会において、公立小学校１年生の学級編制の標準の４０人への引上げ、加配定数の合理化、教員給与の縮減等について提案した。これは平成２３年の法改正を真っ向から否定するものであり、到底容認できない。

近年、いじめや不登校への対応など教員の職務はますます複雑困難化し、教員が担う責任も増大している。本年６月に公表されたＯＥＣＤ国際教員指導環境調査においても、我が国の教員の勤務時間は調査参加国中最長となっている。このような状況を改善し、教員が子どもにじっくりと向き合い、行き届いた授業ができるようにすることこそが喫緊の課題である。

加えて、本年８月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて、総合的に対策を推進するとされている。

これらを踏まえ、これからの時代に応じた新しい教育を実現するための義務教育環境の整備が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- １ 子どもたちの創造性や考える力を培う授業への転換を図り、地方の自主性を尊重しつつ、少人数学級及び少人数教育等を着実に推進するため、義務標準法の改正により小学校２年生以上の学級編制の標準も順次３５人に引き下げるなど、教職員定数を計画的に改善すること。
- ２ 区市町村、学校等の実態に即して、必要かつ十分な数の加配教職員が配

置できるよう定数を確保すること。

3 子どもたちの教育の機会均等を図るとともに、多様な学びを充実させるため、スクールソーシャルワーカー等多様な専門性を持つ人材の学校への配置を促進すること。

4 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）を遵守し、意欲ある優れた教員を確保するため、その士気を高め、努力に報いる処遇を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

宛て